

高校生によるダンスイベントの企画・運営業務委託業者公募要領

1 案件名称

高校生によるダンスイベントの企画・運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

地元に着する高校生の力を活かしてダンスイベントを開催し、まちの活気や魅力を向上させるとともに、高校生が自ら企画・運営に携わることで、高校生の自主性、発想力、コミュニケーション力を向上させる。

(2) 業務内容

- ・イベントの企画業務
- ・高校生の企画・運営支援業務
- ・イベント運営管理業務
- ・ステージ出演者募集の広報及び出演者の管理
- ・イベント参加者の集計・分析業務
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模 (契約上限額)

1,500,000 円 (消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日から 2026 年 12 月 25 日 (金曜) まで

(5) 履行場所 (予定)

候補地：西神中央公園 (雨天時：ユニバードーム)

(6) 費用分担

ブースエリアの一部、高校生がブースで使用する消耗品については西区または高等学校で準備するものとする。その他、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、西区は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は西区と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

契約締結後、契約金額の 4 割 (消費税を含む) を上限として受託者が業務に着手するために必要な経費として、受託者の請求に基づき前金払いをする。

検査合格後、契約金額のうち前金払いをした金額を除く、残りの契約金額を、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙 (頭書及び委託契約約款) 参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指

- 名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年4月10日（金曜） |
| (2) 質問受付締切 | 2026年5月1日（金曜）17時00分 |
| (3) 質問に対する回答 | 2026年5月12日（火曜）予定 |
| (4) 応募書類等の提出期限 | 2026年5月29日（金曜）17時00分 |
| (5) 選定委員会 | 2026年6月1日（月曜）
～6月5日（金曜）のうち1日 |
| (6) 選定結果通知 | 2025年6月上旬 |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2025年6月中旬（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 公募要領の交付
- ア 交付開始 2026年4月10日
- イ 交付方法 下記、神戸市ホームページにて掲載
<https://www.city.kobe.lg.jp/k25836/nishikukoukouseisannkaku2026.html>
- (2) 質問の受付
- ア 受付期間 2026年4月10日から2026年5月1日17時00分まで
- イ 提出方法 別紙「質問票」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先、問い合わせ先」まで提出すること。
- ウ 回答方法 2026年5月12日に神戸市ホームページにより回答する。
- (3) 応募書類等の提出
- ア 応募申込書
- イ 誓約書
- ウ 企画提案書及び要件対応表
企画提案書は、A4版とし、企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 本業務に対する考え方、実施方針
 - ② 提案のセールスポイント
 - ③ 本業務の実施方法、手法、スケジュール
 - ・ イベントのダンスステージ、ブースエリア等、具体的なイベント企画と運営方法を提案すること。
 - ・ 高校生を主体的に取り組みせる工夫について企画提案すること。
 - ・ イベントに必要な資機材の手配について提案すること。
 - ・ ステージ出演者の募集方法について提案すること。
 - ④ 仕様書要件への対応（要件対応表）
 - ・ 仕様書の別紙_要件対応表において（必須）となっている項目は必ず企画提案書に記入すること。
 - ・ 仕様書の別紙_要件対応表において（任意）となっている項目は企画提案書及び見積書に含める必要はないが、含めた提案を行う場合は評価の対象となる。
- エ 過去業務実績
- オ 見積書
- ① A4判。様式は任意とする。
 - ② 見積書の作成に当たっては、経費の詳細な明細を記載することとし、その金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。
- カ 受付期間 2026年4月10日から2026年5月29日17時00分まで必着。
- キ 提出方法 Eメール(PDFデータにて)、郵送、持参のいずれか。本要領「8. その

他 (2) 提出先、問い合わせ先まで提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
企画	・任意項目を提案内容に含めているか。 ・仕様書の内容を的確に捉え、具体性・効果性が高い内容を提案しているか。 ・高校生の意見を取り入れる手段を提案できているか。 ・行程の計画性、実施手順の妥当性はあるか。	30 点
運営	・任意項目を提案内容に含めているか。 ・仕様書の内容を的確に捉え、具体性・効果性が高い内容を提案しているか。 ・業務の目的や内容等の理解度が高く、イベントが盛り上がる内容となっているか。 ・運営実績の妥当性はあるか。	30 点
広報	・任意項目を提案内容に含めているか。 ・ステージ出演者への広報は高校生を主なターゲットとして訴求できるような提案内容になっているか。 ・広報スケジュールは、具体的かつ現実的なもので効果的な広報手段が提案されているか。	10 点
実施体制	・過去に類似事業の実績があり、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。 ・イベント実施に必要な体制を有しているか。	20 点
地域性	・提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10 点
合計		100 点

※別紙_要件対応表の必須要件に対応できない提案は失格となるので、留意すること。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、高校生によるダンスイベントの企画・運営業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 選定委員会

① 開催日時 2026年6月1日～6月5日のうち1日（予定）

② 場 所 西区役所

③ 内 容 企画提案書等による質疑応答を含むプレゼンテーション

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「企画・運営・実施体制」の合計点数により決定する。

オ プレゼンテーションに先んじて企画提案書等を基に書類審査を実施する場合がある。

カ 各審査員の採点の平均点が最低基準点（60点）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

キ 提案者が1社または1名の場合は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に書類審査を行い、各審査員の採点の平均点が60点以上の場合、契約の相手方の候補者とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ 別紙_要件対応表の必須要件に対応できない提案である場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、神戸市ホームページに掲載する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 提出された書類等に関し不明点等がある場合は、西区総務部地域協働課から質問する場合がある。

(2) 提出先、問い合わせ先

西区総務部地域協働課 担当 板戸、岩城

TEL：078-940-9501

FAX：078-991-5546

E-Mail：west@city.kobe.lg.jp